

日本臨床心理学会会員各位

日本臨床心理学会運営委員選挙の報告

第 21 期日本臨床心理学会運営委員選挙
選挙管理委員 三島瑞穂・西田久美江

このたび 2013 年度定期総会にて、第 21 期日本臨床心理学会運営委員選挙が行われ、8 名の運営委員が選出されました。選挙管理委員は、三島・西田の両名で行う予定でしたが、三島のやむを得ない諸事情により、西田一人で行うことになりました。亀口公一会員を議長とする議長団、出席された会員の皆様のご協力により選挙を終えることができました。この場をお借りして、深く御礼申し上げます。以下、選挙のご報告を申し上げます。

《日時・場所》

2013 年 8 月 10(土) 芦屋市民センター（兵庫県） 14 時 15 分～16 時 50 分

《総会および選挙出席者》

選挙には 26 名の会員の皆様が出席しました。また欠席者の方で、委任状を提出された方は 15 名でした。議長団として当日、亀口公一（議長）、小西勝之（副議長）、丹澤和美（書記）が選出されました。

《立候補者》

本学会では会則第 13 条により、原則として、立候補表明は、総会に先んじる一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行うことになっています。このたびは、5 名の立候補表明が選挙管理委員（以下、選管）により事前に公表されていました。しかしながら第 20 期運営委員選挙では、「原則として」の文言により当日立候補が認められました。このことは、これまでの本学会では何度も前例がありました。このたびも当日、7 名の方が立候補表明をされました。

《選出方法》

本学会では選出方法は特に定められておらず、また、「当日立候補はこれまで何度もあった」という証言の他、第 20 期運営委員の数名も当日立候補でしたが、選挙の記録や口頭での引き継ぎなどありませんでした。三島・西田両名の選管を委任した第 20 期運営委員からは、具体的な方法に関する指示することは選挙の公平性の観点からできないため、選管は会則に従って選挙を取り仕切りたい、との指示のみがありました。そのため選管は、1. 選挙を成立させる、2. 総会の中で選挙を行う、3. 会則を遵守する、4. 当日立候補者に備える、の 4 点を踏まえて、複数の選出方法を準備しました。

選挙の当日は総会において選出された議長団と話し合い、選出方法を絞りました。ただし、会則にある「原則」の観点から事前立候補者を尊重すること、また当日立候補者間の公平性を保つ必要があることから、当日立候補者と事前の立候補者を区別し、選出方法は個別に出席者からの承認を得ながら、事前立候補者に対しては委任状を含めた数の、そして当日立候補者に対しては出席者のみによる、それぞれの候補者に対する信任・不信任投

票という形で無記名投票による選挙を執り行いました。

《具体的な経過と結果》

以下、第21期運営委員選挙の詳しい内容を記します。

表現を簡潔にするため、会則の原則に則って5名の事前に立候補の表明をしていた者に対する投票を第一投票、当日に立候補した者に対する投票を第二投票とします。各立候補者の信任の得票数は省略しますが、議長団と監事の監督のもと、総会の出席者全員が見守るなか、開票と数え上げが行われました。選挙前の準備から総会における当選者の承認に至るまで、その都度、議長団と監事の監督のもと総会の承認を得ながら執り行われました。

〈選挙前の準備〉

亀口議長との話し合いの結果、立候補者間に意見の対立があるため従来の拍手での一括承認ではなく、信任・不信任投票を使用する選出方法を選び、総会での提案を決定しました。総会からの承認後では準備が間に合わないため、立候補者を確認後、西田選管が総会出席者と委任者分の投票用紙を作成しました。その後、総会からこの方法の承認を得ました。

〈第一投票〉

議長団の監督のもと、5名の立候補者の口頭での立候補表明と非立候補会員からの立候補者への質疑応答を経て、信任・不信任投票という形で行いました。出席者25名と委任状を出した15名を合わせた40名を有効投票数とし、40票の過半数、21票で信任としました。なお選管は選挙に集中するために、選挙に参加しませんでした。議長団、選挙集計の立会人、総会の全出席者の見中で公開による開票を行いました。なお、回収した投票用紙のうち、2枚に3名の立候補者について無記入がありました。以下は立候補者と、その開票の結果です

金田恆孝 信任 16 票 不信任 24 票 白票 0 票
栗田修司 信任 16 票 不信任 22 票 白票 2 票
實川幹朗 信任 8 票 不信任 32 票 白票 0 票
菅野聖子 信任 32 票 不信任 6 票 白票 2 票
高島眞澄 信任 36 票 不信任 2 票 白票 2 票 (あいうえお順)

以上より、以下の2名の運営委員が選出されました。

菅野聖子・高島眞澄

〈第二投票〉

会則の原則では当日立候補者は認められておりませんが、第一投票における当選者が少ないので、運営委員会（委員長、副委員長、運営委員若干名）が成立しないと判断して議長と話し合い、議長の進行のもと会場の総意を得て参加者に立候補を募りました。その結果、7名が立候補しました。7名のうち1名は当日欠席をしており、文書による立候補であったため議長が総会出席者に諮り、多数決の結果立候補は認められませんでした。

第二投票は議長との話し合いにより、実際に選挙に参加が可能な者のみで行うことを総会に提案したところ承認されました。6名の立候補者に対して第一投票と同様に投票用紙を作成しました。出席者は26名で、選管の西田は第一選挙に引き続き選挙に専念し棄権し

ました。第一投票と同様に立候補のスピーチと質疑応答を経て信任・不信任投票を行い、25名の出席者に投票用紙を配布しました。

回収された投票用紙は23枚であり、23名が信任・不信任の意思表示をしたとみなし、有効投票数を23票、信任を12票以上としました。議長団、選挙集計の立会人（監事等）、総会の全出席者の見る中で公開による開票を行いました。なお回収された23枚のうち、2枚が白紙でした。以下は立候補者と開票の結果です。

栗原毅 信任 15 票 不信任 6 票 白票 2 票

鈴木宗夫 信任 14 票 不信任 7 票 白票 2 票

丹澤和美 信任 17 票 不信任 4 票 白票 2 票

藤本豊 信任 12 票 不信任 9 票 白票 2 票

宮脇稔 信任 13 票 不信任 8 票 白票 2 票

谷奥克己 信任 19 票 不信任 2 票 白票 2 票

結果、以下の6名の立候補者全員が選出されました。

栗原毅・鈴木宗夫・丹澤和美・藤本豊・宮脇稔・谷奥克己〈総会による第21期運営委員の承認〉第一投票および第二投票の結果、以下の8名が新運営委員として選出されました。この8名で第21期運営委員会を発足することについて総会の出席者の承認が得られました。菅野聖子・高島真澄・栗原毅・鈴木宗夫・丹澤和美・藤本豊・宮脇稔・谷奥克己

《手続き上の釈明と結果の確認に関して》

選挙中及びその後の会員から寄せられた批判や質問がありました。第一には、立候補者間の討論がなされるべきだという訴えであり、また、選挙後には、選出における「総数」、「過半数」の決め方、選挙手順に不明瞭な点がある、さらには2名の承認獲得票のカウントに関して発表されたものと後に数えたものに1票の差があった等のご指摘をいただきました。

第1の批判に関しては、制限された時間の枠のなかで「選挙の成立」を重視した結果、「運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため」の討論がなかったことは、確かにその通りで残念でした。しかしながら、その場で出て来た各候補者の発言や会場でのやりとりなどを通じて、信任判断するための材料は十分表出されたとも言え、選挙は随時、総会の出席者の承認を得ながら運営したものでした。選管の独断越権行為には当たらないと思います。

第2の指摘に関しては、それらは、事前に準備すべきことか、当日その場で即点検すべき事項で、今となっては扱いそのものが難しい事柄です。確かに技術的にも改善すべきこともあり、大いに反省しなくてはなりません。しかしながら、全体の選挙結果には重大な修正を加えなくてはならないものではないと判断します。立ち合い人の役を取られた監事からも「過半数の定義の若干の不明瞭さや投票結果のカウントに不備があったとしても、それは結果の大勢に影響を及ぼすものではない」という意見をいただきました。以上考慮した上で、信任投票結果をここで改めて審議することはしません。なお、選挙後、議事録に書かれた得票数と実際とが違う、ということがありましたが、選管と議長により再度確認した結果、議事録の誤植と判明しました。投票結果は以上相違ありません。

今後は綿密な引継ぎによってこれらの問題が改善されるよう、第22期運営委員選挙以降

は会則を遵守しながら選挙が滞りなく成立するよう、選挙の方法に関しまして第21期運営委員会で検討されるよう要請させていただきます。そのために、このたびの選挙の細かな記録と共に、第21期運営委員会へ、課題として引き継いでもらうべく、申し送りいたします。

以上をもって第21期日本臨床心理学会運営委員選挙の報告といたします。なお本報告は議長団ならびに監事の確認を得ております。選挙管理委員は新運営委員による本報告の受理をもって役割を終えさせていただきます。

日本臨床心理学会会員の皆様、議長団、監事の皆様には重ねて深く御礼申し上げます。

—付記—

實川幹朗会員、戸田弘子会員より、選管の業務と責任、選挙の方法の不備に関するご質問を頂戴いたしております。その内容と選管からの返答に関しましては、本報告に盛り込ませていただいております。選管の業務内容と責任の所在、および選挙方法の曖昧さに端を発した問題であり、第20期運営委員会より任命され、本報告をもって任から離れる選管の一存ですべてを断定する形でお答えできないことをご了承ください。両会員より頂戴いたしました質問状に関しましては、次回の選挙に活かしていただくよう、選挙の細かな記録と共に、余さず第21期運営委員会に引き継がれることを要請いたします。

参考までに、運営委員選挙に関する会則を添付いたします。

会則 抜粋

第13条（運営委員の決定、定数）運営委員は本学会員が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。なお、原則として、立候補表明は、総会に先じる一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行う。選挙管理委員会は、それを機関誌、紙上で会員に周知徹底させる。定数は特にこれを定めない。

第14条（監事）監事は会員の中から総会時に選出され、総会で承認される。監事は運営委員を兼ねることが出来ない。監事は本学会の会務を監査する。

第15条（運営委員の任期）運営委員の任期は2年間とする。但し、重任をさまたげない。

第17条（総会）

第4項 議事の決定は、十分な討議をつくした後、参加者（委任状を含む）の多数決により行う。ただし、役員決定に関しては、第13条及び第14条にもとづく。